

自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書

第162通常国会で成立し、2006年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」（以後・保険業法）によって、知的障がい者、P T A、商工自営業者などの各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営してきた共済制度（以後・自主共済制度）が存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は「共済」を名乗って不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした、いわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することが目的であったが、当初の趣旨が保険業法とその政省令策定の段階で大きく逸脱し、自主共済制度も保険会社に準じた規制を受けることとなった。その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの脱退を余儀なくされる国民が続出するなど深刻な事態になっている。そもそも「共済」は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、日本社会に深く根を下ろしてきた。仲間同士の助け合いを目的に自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なっている。その自主共済制度を保険会社と同列に置き、株式会社や相互会社を設立しなければ運営できないようにするなど、一律かつ強制的な規制と負担の押し付けは、多くの自主共済制度を廃止に追い込むことになる。これは、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反することになり、看過すべきではない。以上のことから、下記の事項を速やかに見直し、改善するよう求める。

記

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度運用を早急に見直すこと。
- 2 団体が目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営されている共済制度を保険業法の適用から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

伊達市議会議長 滝澤福吉

内閣総理大臣
金融担当大臣
金融庁長官

様